

✚ 貨物概要

毛布を加工して着物状に仕立てた、かい巻き（夜着）

性 状：長方形の毛布を加工し、着物の形状に仕立てたもの

端はパイピング加工されており、胸部から
首部分に別布の衿（えり）を付けたもの

サ イ ズ：縦 195cm×横 140cm（袖を広げた状態）

材 質：ポリエステル 100%（マイヤー編）

用 途：就寝時の防寒、保温のため

夜着として開口部が背中側に来るように袖
を通して体に掛け、その上から掛け布団を掛
ける



✚ 分類

関税率表第 6307.90 号－2（統計番号 6307.90-029）のその他の紡織用織
維製品

✚ 分類理由

本品は着丈が長く、そのサイズ及び性状から衣類として着用するものでは
ないことから、関税率表第 61 類には分類されません。

本品は、毛布として同表第 63.01 項への分類が考えられますが、毛布を特
殊な形状に裁断した上で、立体的に縫製することにより、着物の形状に仕立
てられたもので、同表第 63.01 項の毛布の範囲を超えた加工が施されたもの
と認められます。

したがって、本品は、同表第 63.01 項の毛布には分類されず、同表第 63
類の他の項に該当しない紡織用繊維製編物の製品として、同表第 63.07 項に
分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）